



私たちが欲しい

長崎県・男女共同参画推進条例にしよう



1999年6月、国は「男女共同参画社会基本法」を成立、施行し、それに基づいて「男女共同参画基本計画」をつくりました。その中には重要な言葉がみられます。曰く、



男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題です

女性の環境を整えていくことは、いわば政府のお墨つきなのです。

わが長崎県も「県・男女共同参画計画」を昨年3月に策定しました。つづいて県はこれを強力に推し進めるために「男女共同参画推進条例(仮称)」づくりを進めており2002年2月に県議会に上程する予定です。11月中旬には懇話会から条例制定に向けての提言が知事に出されるでしょう。おそらく、来年4月からはこの条例に基づいて女性の社会的環境の整備を目指すものと考えられます。そのあとしばらくは条例の改正もないと思われしますので、女性の社会参画のネックになっている、子育て、家庭環境、仕事の3つについては条例文にどのように約束してあるかを見極めなくてはなりません。そこで皆さんにお願いがあります。

条例が議会に上程される前に、「県の各層の女性のみなさん、このような内容でよろしいでしょうか」という素案が県内女性団体に送られてきます。団体員でなくても電話で請求すると送ってくるし、ホームページでも見られます。内容を同僚や友達と調べ、自分の環境にしっかりぬかっているか見て欲しいのです。

参考の一助として去る10月8日、熊本で開かれた北京JACシンポでの内容をのせてみました。九州の女性たちは条例についての情報を交換しあい、燃えています。

条例の中身を一緒に勉強したい方は、ばってん・うーまんの会へ電話を下さい。

いっしょに語り合いましょう!

県のホームページをひらくと その中に男女共同参画室がありますので、そこをみましょう。

シンポジウム 私たちが考える「男女共同参画推進条例」 に参加して—— (文責 葛西よう子)



コーディネーター 篠崎正美さん

昨年ニューヨーク会議でニューヨーク市立大の先生が「女性が政治に参画していない所では 平和を築くのが難しい」と発言されたが、今日アメリカのアフガン爆撃開始の報を聞くにつけても 人間らしい眼差しを作り上げるには女性の参画が是非とも必要であると痛感する。

男女参画基本法制定を実際のものにするには 沢山のエネルギーが必要だ。意識を変える、システムをかえる、ここに条例が必要となる。山下さんの著いた「男女参画推進条例の作り方」が役立つ。

条例を作る必要性①基本法は地方公共団体にたいする施策の策定を求めている

- ②基本法だけでは不十分で個別法がある
- ③分権化のなかで地域の特性に応じたものが必要である
- ④市町村にも条例が必要である
- ※ ⑤参画政策を各部門が連携的に行うには 政策全体をジェンダーの視点で作るには 法が必要 担当者が異動しようと全庁的にやるには 法が必要である

今市町村合併の流れの中 地域社会再編成に関して住民が主体的に考える力がまだまだ無い。条例を作ることがこの力を促進することになる。住民が政治の中心となる気運を育てるのに役立つ。

北京JAC山口事務局長小柴久子さん

山口県はもう制定された。何が変わったか? 直接感じることはまだない。県の課が女性少年課から男女共同参画課へ変わり この系列に女性センターがおかれ 男女共同参画員がそこに入った。女性副知事が先頭に立って条例作りをしたら 「男女共同参画は共産主義である」と右翼が街宣をし それでかえって市民に男女共同参画の言葉が浸透した。「ミス交通指導員」のタスキが新聞に出た時 条例を知らないのかと警察に抗議したら止めになり 上手に使えば使えるのだとわかった。県議選でJACのメンバー2人を含む女性議員が4人となり これが大きな力となった(かつては1人だった さらに1人がJACにはいった) 条例制定の時のパブリック・コメントは県内8箇所であり JACのメンバーが分担して意見を言い 県会でも同じ意見を議員に言うてもらうという内外攻略をして成功し 相談員も入れることに成功した。

北京JACふくおか世話人丹生秀子さん

福岡では9月県議会に上程されている。度々シンポジウムを開催し その内容をまとめて市の委員会へ要望書を出した。パブリック・コメントは4箇所だったがJACが申し出て土日の2箇所を追加させた。県の責務として~とか 県自身が率先して~の文を入れること 育休を男性が取るとか参画に貢献した企業の表彰とかを入れたいと要望を出している。今の条例案には前文が無いのでなんとか入れさせたい。議員との連携が必要である。

アクティブくまもと副代表田辺寿子さん

条例にかんしては3月プラン決定 5月条例検討委員会設置 6月骨子を検討(10人の県民が傍聴) 7月パブリック・コメント2回開催。勉強会を度々開催しているが難しくわかり難い。苦情処理は知事に申し出知事が処理に努めるとなっているのに反対 年次報告の義務 審議会設置による監視機能を申し出ている

コーディネーター 篠崎正美

独立した苦情処理機関は各県どうなっていますか 山口 福岡 熊本は独立していない そこにどう食い込めるか 住民参加のプロセスが条例の中に入っているか が大切だ。

久留米女性会議事務局長森山玲子さん

5月、女性会館完成、開館。北京会議後色々動いてきた流れの中で「基本法は絵に書いた餅、条例を作らねば」と昨年4月6名による条例プロジェクト・チームを発足させた。①資料収集(推進室が協力) ②学習会 ③条例という言葉を広げるために毎年のフォーラムにいれる 今年8月市長に市民案を提出した(男女平等条例 6人制のオンブズ・パーソン等)

北九州市に「男女平等推進条例」をつくる会 岩丸明江さん

DVをなくす会 男性リヴ 教員など 色々のグループが集まって会を結成した。定例会のなかで市長に要望書を出した。6/9~7/10にアンケート実施 8/15 中間案を提出 行政側の条例部会にロビイング 今市民の声を聞く期間なので手分けして参加している。

作る作業と広げる作業を分けることが大切だとわかった。例会は月2回 連絡はメーリングリストを活用している。

コーディネーター 篠崎、正美

以後の議論は第一分科会で継続しましょう。地方自治法改正でできた条文「条例をつくることによって事業の報告を求め得る」が使える。一連のシステムを動かす仕組みに影響を与えうる条例をつくるのが大切だ。

午後分科会

第3分科会: 「条例」でどう変わる家庭と仕事

提言者: 三隅佳子: 北京JAC九州代表 (文責 葛西よう子)

パネラー: 中村美弥子: 熊本日日新聞記者 育児休業2回取得

澤本伸生: 小学校教師 育児休業を6か月取った

○パイオニアとして遠慮せずに就業規則にある休暇はとる、それが後輩へ道を開くことになる。回りに育児休業があることを実感させる戦いをする必要がある。

○校長が女性であることで取りやすかった。

○社会から切り離されている感じに苦しむこと、復帰した時すぐ仕事に入れる準備が必要
提言者

仕事と家庭の両立は基本法にあり どの条例にも入っているがここがネックになっている。この問題を解決しないと共同参画は成らない。管理職教育が大切(20世紀型の人が多いので) しっかりした苦情処理機関も必要 実効性、影響力のある機関を作らねば子供の幸せに合わせるにはワーク・シェアリングが必要だ。条例に具体的記述があると現場がやりやすい。

全体会

(文責 葛西よう子)

第1分科会 どう活かす「男女参画条例」-皆で考えよう!皆ではなそう-

提言者:山下泰子:文京女子大学教授 北京JAC代表 埼玉県 熊本県の条例検討

パネラー:第1部と同じ

委員

大切なことは①検討委員を公募すること ②NGOとの連携をしっかりとる

③第三者機関による苦情処理を明記する

男女互いに特性を認めつつ

この言葉を絶対に入れるな! 東京都では知事
サイドで入った

第2分科会 潮谷知事誕生で熊本は変わった? -政策決定と女性参画-

提言者:鈴木桂樹:熊本大学法学部教授

パネラー:松永幹夫:熊本日日新聞政経部長 兼論説委員

西岡ミチ子:前松橋町議会副議長

原田躬予子:アクティブくまもと代表

知事交際費の全面公開 知事室のインターネット公開 市民感覚での対応(水俣ぶらぶら記載へのすばやい謝罪 等) 県民との距離が縮まった。市町村での女性行政室の窓口整備が進んだ。たった1年半 選挙の時の支持勢力による制約がある(諫早干拓 川辺川) 政策体系として後半年位しないと潮谷色は出てこないが その下支えとして女性議員をいかに多く当選させるかが問題となる。現在のいきずまりを打開するには 女性や若者の政治参加で新しい考えを入れねばならぬ。

第5分科会 若者たちがつくるジェンダーフリー

提言者:笹原八代美:熊本学園大学生

パネラー:松本晶子:九州看護福祉大学生

市原由美子

岩下巧平:公務員

久芝伸和:熊本学園大学生

ジェンダーフリーが実現した社会はどんな世界か?

男性と女性の壁がとれた社会 女性への権利侵害がなくなり自分らしく生きられる社会
女性だから男性だからと自分の枠にとらわれず 男性に近づくことでなく自分として生きられる社会

